

野澤組規程第六号

脆弱性開示ポリシーを次のように定める。

令和八年五月一日

野澤組 代表 野澤

脆弱性開示ポリシー

本文は、このポリシーの各条に掲げるとおりとする。

附 則

このポリシーは、令和八年五月三日正午（日本標準時）から施行する。

